

○質疑（三好委員） きょうは、二つ質問させてもらおうと思っておりますが、まず一つは、先ほど説明がありました環境県民局の資料番号 3、再生可能エネルギー発電地域還元事業の採択についてお伺いします。

1月の委員会でも、県がメガソーラー発電事業を行う出発点が、電力買い取り制度の不公平性の緩和ということになっているのに対して、出口の部分が省エネ活動の促進を図るための補助であるということについて、入り口と出口が逆の方向を向いているのではないかとということで、違和感があるという話をさせていただいたところでもありますけれども、誤解のないように申し上げますが、不公平性を緩和するために省エネ活動を促進するということが少しひっかかっているわけでありまして、個別の事業につきましては大変すばらしい取り組みだと思いますし、特に省エネ施設の導入促進等については、本当にいい方向性だと思っております。

今後、さらにわかりやすく納得できる事業にさせていただきたいと思っておりますけれども、前回質問した際に、再生可能エネルギーの賦課金は電力使用量に応じて課されるので、節電の取り組みが広がることで賦課金の低減を図ることができることから不公平性の緩和になるという答弁をいただいたところでもあります。これにつきましても、少し強引な理論ではないかという話もさせていただいたところでもありますけれども、そうした中で、今回、実際に採択されたわけではありますが、省エネ活動促進補助金として 10 件の応募があつて、そのうち 8 件が採択され、2 件は不採択であったという説明がありました。そもそも、こうした理論展開でいくのであれば、採択と不採択の線引きが非常に難しくなるので、すべて採択するとか、もしくは採択できないものがあるのであれば、その線引きの理由をしっかりと説明できるような形にしておくことが大切であるということも申し上げたところでもあります。

今回の結果については、不採択が 2 件ということでありましたけれども、節電の取り組みを広げるといふことであれば、不公平性を抱えている方々を対象に、幅広く採択すべきではなかったかと思っておりますけれども、その一つ一つについて、きょうお聞きしてもなかなか難しい点もあろうかと思っておりますが、全体的にどのような方法で評価されたのかということをお教えいただきたいと思います。

○答弁（環境政策課長） 省エネ活動促進補助金の事業の評価につきましては、ソフト面の補助金といたしまして、さまざまな取り組みが提案されるという可能性がございますことから、あらかじめ学識経験者、消費者団体など 9 名の外部委員の方による審査会を設置いたしまして審査をお願いいたしました。その場での採択の可否につきましては、この事業の趣旨に照らしまして慎重な審査を行っていただいたところでございます。具体的には、課題認識でありますとか事業内容、省エネ効果、地域への波及効果、あるいは事業の確実性・継続性といった項目につきまして、審査員に評価していただきまして、その中で一定の評点を得たものにつきまして採択したものでございます。

○質疑（三好委員） 評価の方法については理解いたしました。前回は申し上げたのですが、今後は発電によって幾らか利益が出ます。この利益を、電気を使わないという方向ではなくて、例えば技術開発等によって、同じお金で多くの電気が使えるという方向に持っていくということが、同じベクトルを向くということだと思っていますので、そういったことも組み込んでいただいて、また、場合によっては独自の予算も視野に入れて考えていただけたらと思います。

少し細かい部分になりますが、採択された 8 件を見てみますと、そのうち 4 件が地球温暖化対策地域協議会になっております。いろいろと慎重に審議されたということでありませうけれども、この地域協議会というのは節電活動の普及啓発を行う団体だろうと思います。新しい事業でもありますので、地域における新たな取り組みをしっかりと支援していくということが前面に出ていい補助金だろうと思います。そういった中で、地域協議会の活動財源の振りかえではないかというようなことを言われぬように、県としてもしっかりとグリップをきかせていくことが大切なのではないかと思っておりますけれども、今回の補助金によって、節電活動がどの程度広がると考えておられるのか、わかりやすく教えていただけたらと思います。

○答弁（環境政策課長） この事業における節電活動の広がりでございますが、この補助金につきましては、地域における新たな取り組みを支援するものでございます。採択された団体である地球温暖化対策地域協議会は、これまでも省エネ活動をずっと続けてきておられます。このたび採択いたしました事業につきましては、活動を拡大するための新たな取り組みということにしております。具体的には、その地域の小学校におきまして、クラス単位で新たな省エネ活動に取り組むでありますとか、自治会の全世帯に取り組みを広げる、あるいは省エネ効果を具体的に目に見えるように算出するといった取り組みにより、着実に効果が広がっていると考えております。

要領におきまして、新たな取り組みを対象とするということは明記しておりますが、今回採択された団体に対しましても、新たな取り組みであることを改めて徹底するとともに、実績報告に際しましても、しっかりと事業効果を確認してまいりたいと考えております。

○質疑（三好委員） 資料を見ますと、いろいろな事業がありますけれども、なかなか簡単ではないと思っていますので、出しっ放しにしないように、しっかりと見ていただきたいと思っております。また、小学校の省エネ活動等の話が出ましたけれども、中にはちょっと行き過ぎてしまって、いろいろな波紋を呼んでいるということもお聞きしたりしますので、そういったところも気をつけていただいて、適正な取り組みがなされるようにしていただきたいと思っております。

同じく採択された 8 件を見てみますと、地域的なことでありますけれども、東広島市が 2 件ということですが、県北地域が 1 件も入っていない状況であります。節電活動を広げる

という視点で考えると、一般公募という方法が本当によかったのかどうかというところもしっかり考えていけないといけないのだろうと思います。節電活動を広げることが電力買い取り制度の不公正の緩和になるということで今後も行くのであれば、事業を県内全域に広げていくことが大切だろうと思っていますけれども、その辺についてどう取り組んでいられるのか、お考えがあれば、お聞かせいただきたいと思っています。

○答弁（環境政策課長） 節電運動を県内に広げる方策でございますけれども、このたびの公募に当たりましたは、県のホームページで告知いたしました。そのほか市町に直接告知いたしましたし、地球温暖化防止活動推進センターという組織がございますが、こういった組織を通じて関係者に広く周知を図ったところでございます。

御指摘の県北地域につきましては、今回具体的な応募がございましたが、提案の動きはございました。ただ、応募の準備が整わなかったということもございまして、ぜひ来年度は応募したいという意向があると聞いております。

今後は、市町や関係団体の協力も得ながら、採択となりました省エネ活動の実例を紹介するなどしまして、県内全域から幅広く提案していただけるように、県としても努めてまいりたいと考えています。

○要望・質疑（三好委員） 承知しました。もっと応募があってもいいのだろうという気はいたします。もっとPRしていくべきだと思いますし、先ほども言いましたように、本当に不公平性がなくなるようにするにはどうしたらいいのか、例えば、省エネに関する技術開発を応援したり、普及したり、また、発信するということもあわせてやられていくということですので、事業の中に組み込んでいくというような検討をお願いしたいと思っています。

次は、認知症高齢者の身元不明問題についてお伺いします。

最近、新聞やテレビでの報道でも話題になっていまして、広島県では、生活保護を受けている人に限ってですけれども、全国に先んじて調査されまして、その結果、13人の身元不明者の方々がいるということが判明したと報道されています。この13人につきましては、認知症が原因で身元不明になった人はいなかったようでもありますけれども、報道でも話題になっております。

そのような中で、認知症が原因で行方不明、また、身元不明になることは不幸なことであり、命にかかわることですので、防止策はきちんと講じる必要があると思います。一方で、余りにも早期発見、行方不明防止に特化してしまうと、本人が気づかないうちにGPSを身につけたらどうかというような、見守りではなく監視に近い方法も出てくる可能性があると思います。人権尊重やプライバシー保護についても十分考えて対応していかないといけないと思いますし、これから議論されていくのだろうと思っていますので、そういったことは十分考慮していただきたいと思っています。行方不明になる可能性のある重度の認知症の方が、行方不明になりかねないような状況に置かれていること自体が問題であ

と思いますので、本来であれば施設や住まい、または介護サービスをどのように充実していくのかというところから入っていくべきだろうと思っていますけれども、率直な御感想をお聞かせいただけたらと思います。

○答弁（高齢者支援課長）　さらなる高齢化の進展に伴いまして、認知症患者の方が今後とも増加していくと考えられる中で、全国的にも認知症による身元不明の方が多数おられるということが判明しており、大変大きな問題であると受けとめております。徘徊などによる行方不明の防止策、それから早期発見の取り組みが重要であると認識しているところでございます。認知症患者への対応としましては、重症化の防止とともに、認知症の程度に応じた、医療機関でありますとか介護施設への入院・入所、それから在宅での生活を支える生活支援サービスを適切に組み合わせていくことが必要であると考えております。在宅生活におきましては、行方不明者が発生することを想定したネットワークの構築といった対策を講じていく必要があると考えています。

○質疑（三好委員）　ネットワークの構築もなかなか難しいことだろうと思います。実際いろいろな事件も起こっておりますし、本気で考えていただきたいと思います。

大きな問題であるという認識をお聞かせいただきましたけれども、行方不明、身元不明もさることながら、認知症の方々の徘徊というのも大変重要な問題で、根本から考えていくべき問題であると思います。今、施設の話がされましたけれども、在宅ということを進めていく中で、家族にとっても大変な話であろうと思います。

そのような中で、御承知だと思いますが、愛知県で起こった事件でありますけれども、認知症患者の徘徊事故に対する損害賠償命令が下っております。私自身大変ショッキングな内容でありました。この事件は2007年に発生しており、当時、要介護4の認知症の男性が列車にはねられて死亡するという不幸な事件があったわけです。これに対して、JR側から720万円の損害賠償請求があり、第一審で認められるという状況でありました。第二審では、JRの過失等も相殺される形だったと思いますけれども、ことしの4月24日、名古屋高裁において、死亡した男性の91歳になる妻に対して、JR東海への乗りかえ移送代など359万円の損害賠償を命じる判決が下されたということであります。

この判決に対しましては、その後多くの議論が起こっているわけでありましてけれども、個人の思いであります。認知症患者の介護のあり方という点から考えると、時代に逆行した判決だったのではないかと考えております。これが一般道路で、しかも子供が相手だったときにも同じような法理が成り立つのかというようなことを考えたりすると合点がいかないわけですが、この場合はそういうことを議論する場ではありませんので申し上げませんが、いづれにしてもこうした厳しい判断が下されたというのは事実であります。進入防止策を徹底できなかったJR側からの請求が認められて、懸命に介護を続けてきた高齢の妻に対して、360万円という大変大きい損害賠償の責任がのしかかるという判断がな

されたわけであります。これについては、県内の医療・介護体制、また、高齢者の見守り等に責任を持つ立場として、先ほども御答弁がありましたけれども、県としても認知症患者の方の徘徊の問題について、ハード面の整備は当然のことではありますが、不幸にもこうした事故が発生した場合の遺族に対する保護なども含めて、新しいルールをつくっていくとか、もしくは新しいルールを国に求めていくといったことを、強い問題意識を持ってやるべきではないか思っております。

きょうは、具体的なお話は出ないと思いますけれども、この事件に対する率直な思いと、今後の取り組み方針などがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○答弁（高齢者支援課長） このたびの判決につきましては司法としての判断でございますので、こちらからどうこう言うのは、なかなか難しゅうございます。しかしながら、このたびの判決を受けまして、認知症患者の徘徊の問題に加え、いわゆる老老介護など、認知症をめぐる厳しい現状でありますとか課題が大きくクローズアップされたのではないかと考えております。また、それらへの対応が求められてきていると考えております。

そこで、見守りとか安否確認につきましては、家族の介護力が低下する中で、県内の市町におかれましては、さまざまな形で取り組みをされているところでございますけれども、県といたしましても認知症サポーターなどの人材育成でありますとか、認知症に対する理解促進といったところを強く進めていく必要があると考えております。また、市町に対しましては地域包括ケアシステムの構築を求めておりますけれども、こういった取り組みを支援する中で、より一層こういった取り組みが進むようにしてまいりたいと考えております。

また、家族介護者の保護などのルールづくりににつきましては、国などとも連携しながら、社会全体で支える仕組みづくりを検討していくことが課題であると考えております。

○要望（三好委員） 一つ前の質問で、地域の見守りシステムという話も出たわけですが、まさにそれをかいくぐって、今回こういうことが起きております。また、いろいろなハードを全部整備していくというのは難しいのでしょうけれども、やはり何もしないということではなく、少しでも穴を埋めていくということが大切だろうと思っておりますので、そういった部分の情報がしっかり集まるようなこともしていただきたいと思っております。このケースでは、家から出入りする際のセンサーもつけていらっしやったそうですが、たまたま切っているときの事故だったそうであります。家族も疲れている中で、なかなか目が行き届かない点も出てくるのだらうと思っております。地域でしっかり支えながら、どのようにやっていくのかということは、これから真剣に考えるべき問題だらうと思っておりますので、ぜひとも議論の中に入れていただいて考えていただきたいと思っております。